

## 道路らくらく WEB 利用規約

制定日：2026 年 7 月 1 日

### 第 1 章 総則（本規約の目的）

第 1 条 NTT 東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、道路らくらく WEB 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「道路らくらく WEB」（以下「本ツール」といいます。）を提供します。

2 当社は、本ツールの開発、維持管理及び運営の一部を NTT ME 株式会社（以下、「運営会社」といいます）へ委託しております。

#### （本規約の変更）

第 2 条 当社は、法令の規定従い本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知を受けたときは、以下のいずれかの方法によって契約者への説明方法として了解していただきます。

- ① 当社ホームページにおける掲載
- ② 電子メールの送信
- ③ CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ ダイレクトメール等の広告への表示

4 契約者は、本規約の変更の効力発生時期以降に本ツールを利用した場合は、当該変更内容に同意したものとみなします。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本ツールの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
申込者	当社へ、本契約を申し込もうとする者、又は本契約の申し込みの意思表示をした者
本ツール	道路らくらく WEB。道路占用許可の申請手続きを WEB にて提供するツール
付加機能	本ツールに付加される機能
本ツール取扱所	本ツールに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所

第2章 本ツールの提供

(本ツールの提供範囲)

第4条 当社は、契約者に対し、別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）第2項に定める機能を提供し、本ツールを提供します。

2 当社は、本ツールを通じて、その他各種付加機能を提供します。付加機能の利用には別途、個別の契約を締結する必要があります。

(提供区域)

第5条 本ツールは、当社が提供する日本国内のインターネット通信が利用可能な区域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県、茨城県、東京都、山梨県、神奈川県）において提供します。

(契約申込の方法)

第6条 申込者は、本ツールの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本ツール取扱所に申し出ていただきます。

(1)企業名（契約者名義）

(2)住所

(3)部署名、担当者氏名、連絡先（メールアドレス、電話番号）

(4)その他申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第7条 申込者は、別に当社が指定する申込書に記名押印若しくは署名の上、本ツール取扱所に申込するものとします。当社は、本ツールの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面等をもって契約者に通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

(1)本ツールを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)虚偽の事項を申告したとき。

(3)その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(契約申込内容の変更)

第8条 契約者は、第6条(契約申込の方法)に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います

(権利の譲渡の禁止)

第9条 本契約に基づく本ツールの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第10条(契約者の地位の承継)で定める場合を除き、本ツールの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

(契約者の地位の承継)

第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本条第1項の届出がなされない期間においては、当社は、本ツールの提供を行わないことがあります。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 契約者は、第6条(契約申込の方法)で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

3 第1項に定める変更があったにもかかわらず本ツール取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

### 第3章 禁止行為

(営業活動の禁止)

第12条 契約者は、有償、無償を問わず、本ツールを第三者に対して再提供することはいけません。

2 前項の規定にかかわらず、契約者は、本ツールの利用に関連する業務を当社の事前の書面による承諾を得て第三者に委託する場合に限り、当該委託先(以下「業務委託先」といいます。)に対して、本ツールを利用させることができるものとします。

3 契約者が前項の規定に基づき業務委託先に本ツールを利用させた場合、契約者は、業務委託先の行為について一切の責任を負うものとし、業務委託先が本ツールを利用した結果当社や第三者に損害が生じた場合、一切の損害を賠償するものとする。

(著作権等)

第13条 本ツールにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ等を含みます。)に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条、第28条に定める権利を含む。以下同じ。)、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、運営会社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1)本ツールの利用目的以外に使用しないこと。

(2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡(第9条(権利の譲渡の禁止)で定める場合を除く)・担保設定等しないこと。

(4)当社又は本ツールの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

- 3 契約者が、本ツール上に投稿その他の方法で送信したコンテンツ（文字情報その他一切の情報）に関する著作権その他一切の権利は、契約者に帰属するものとする。
- ただし、契約者は、当該コンテンツの送信時に、当社に対し、日本国内外において、当該コンテンツを無償かつ非独占的に利用することを許諾し、当該コンテンツに関する著作権者人格権その他の人格権を行使しないものとする。

#### 第4章 利用中止等

##### （利用中止）

第14条 当社は、次の場合には、本ツールの利用を中止することがあります。

- (1)本ツールの電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2)第16条（利用の制限）の規定により、本ツールの提供を制限するとき。
- (3)その他、当社が本ツールの利用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本ツールの利用を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

##### （利用停止）

第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本ツールの利用を停止することがあります。

- (1)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (2)第9条（権利の譲渡の禁止）、第12条（営業活動の禁止）、第13条（著作権等）又は第26条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3)契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本ツールの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。(4)当社に損害を与えたとき。
- (5)当社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (6)本ツールの利用方法に従わないとき。

2 当社は、前項の規定により本ツールの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

##### （利用の制限）

第16条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持の

ために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本ツールの利用を制限することがあります。

(本ツール提供の終了)

第17条 当社は、本ツールを継続的かつ安定的に提供することが困難な場合は、本ツールの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本ツールの提供を終了し、本ツールの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本ツールの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約者が行う本契約の解除)

第18条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日をもって本ツールの解除日とします。ただし、契約者が申し出た解除希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解除日とします。

(当社が行う本契約の解除)

第19条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

(1)第15条(利用停止)の規定により本ツールの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)第17条(本ツール提供の終了)第1項に定めるとき。

(本契約終了の効果)

第20条 本契約の解約又は解除となった場合、データの取扱い等は以下のとおりです。

(1)当社は、契約者のデータを速やかに破棄します。

(2)当社は、解約又は解除時においてデータの保存手段を提供いたしません。

## 第5章 損害賠償

(責任の制限)

第21条 当社は、当社の故意による場合を除き、当社の責めに帰すべき事由の有無によらず、本ツールが利用できなくなったことによる責任を一切負いません。また、以下の各号

に該当する損害についても、当社は一切の責任を負いません。

- (1)契約者が本ツールの利用により第三者に対して与えた損害
- (2)当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3)当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
- (4)逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

2 当社の故意又は重大な過失による場合には、前項の規定は適用しません。

(免責事項)

第22条 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

- 2 当社は、本ツールの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本ツールは、あらゆるウイルスへの対応、不正通信の遮断及びセキュリティ対策機能を保証するものではなく、本ツールの利用により生じた契約者の損害及び契約者の行為又は契約者が利用する通信機器その他の機器の動作を通じて第三者が被った損害について、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 4 当社は、第24条（データ等の取扱い）の規定に基づき取得した情報を削除したことに伴い生じる契約者又は第三者の損害について、責任を負いません。
- 5 契約者は、本ツールの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 6 当社は、本ツールの利用により生じる結果について、本ツールの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。
- 7 当社は、第14条（利用中止）、第15条（利用停止）、第16条（利用の制限）、第17条（本ツール提供の終了）の規定により本ツールの利用中止、利用停止、利用の制限及び本ツール提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 8 当社は、サイバーテロ、自然災害、通信障害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

## 第6章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第23条 当社及び運営会社は、本ツール提供のため、本ツールの提供の過程において契約者（契約者の役員、従業員を含む）の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）第4項に規定する情報を取得します。

2 当社は、前項の規定により取得した情報を別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします（URL：<https://www.ntt-east.co.jp/policy/>）。また、運営会社が前項の規定により取得した情報は運営会社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします（URL：<https://www.ntt-me.co.jp/privacy.html>）。なお、本規約と各社プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

（データ等の取扱い）

第24条 当社及び運営会社は、本ツールの提供のため、別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）第4項に規定する契約者の情報（メールアドレス等）を取得します。

2 第17条（本ツール提供の終了）、第18条（契約者が行う本契約の解除）若しくは第19条（当社が行う本契約の解除）による本契約の解除があった場合、当社は、前項により取得した情報を削除します。

3 当社及び運営会社は、本ツールで取得した情報（前条第1項の規定により取得した情報を含む。）について、以下の各号に定める利用目的のために取り扱います。

- (1)本ツールに基づく契約者の当社への問い合わせに対する回答などの対応のため
- (2)本ツールの品質向上および円滑な実施のため
- (3)本ツールなどやネットワーク等の障害・不具合発生時の調査や連絡のため
- (4)本ツールなどの改善や拡張機能の開発のため
- (5)本規約違反行為又は違反が疑われる行為の調査のため

## 第8章 保守

（契約者の維持責任）

第25条 契約者は、自己の責任において、本ツールを利用するために必要なインターネット接続回線等を当社で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

2 契約者は、本ツールに関して、何らかの不具合、故障等を発見した場合は、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。不具合が発生した場合は、契約者は、当社の指示に従い、再起動など必要な作業を行うものとします。

3 契約者は、当社が故障修理、障害切り分け及び対応を実施する上で、各種作業に協力することを同意します。

## 第8章 雑則

### (利用に係る契約者の義務)

第26条 契約者は、本ツールの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本ツールを提供できない場合があります。

- (1) インターネットに接続できる環境であること。
  - (2) 本ツールの提供を受ける時点で、設定作業等に必要メールアドレス等の設定情報が用意されていること。
  - (3) 本号に定めるほか、別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）第3項に定める条件を満たすこと。
- 2 契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
  - (2) 本ツールを違法な目的で利用しないこと。
  - (3) 本ツールによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - (4) 第三者になりすまして本ツールを利用する行為をしないこと。
  - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (6) 本ツールの利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (9) 別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）第2項に定める機能を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
  - (10) 本ツールの利用に係るID、パスワード等の適正な管理に努めること。

### (設備等の準備)

第27条 契約者は、自己の責任において、本ツールを利用するために必要なインターネット接続回線その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとします。

- 2 契約者が本ツールを利用するために必要なインターネット接続回線その他の設備及びサービスの利用料金は、契約者で負担するものとします。

(除外事項)

第28条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本ツールの提供を行わないことがあります。

- (1)第26条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2)不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の補助となる作業を当社に要求する場合。
- (3)その他、契約者の責によりツールの提供が困難となる場合。

(法令に規定する事項)

第29条 本ツールの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第30条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第31条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(反社会的勢力の排除)

第32条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1)自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
- (2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること(ただし、法令等により取引が義務付けられて

いるものは除く)。

(5)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1)第1項に違反したとき。

(2)自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

## 別紙1（本ツールで提供する機能・提供条件）

1. 本ツールの提供は無料となります。ただし、付加機能については、別途料金が発生します。

### 2.本ツールで提供する機能

提供機能	内容
アカウント管理機能	権限に応じたアカウントを発行・管理ができる機能
申請許可・届出受付機能	占用許可申請の様式に基づいて、申請者が占用に必要な情報を投入し、自治体等の受付者が受付する機能
申請許可・届出回答機能	申請者が、自治体等からの許可書・回答書を受領できる機能
その他機能	申請者・受付者が申請内容を様式に合わせて印刷できる機能 契約者の閲覧権限範囲のデータを選択し、まとめてダウンロード、アップロードできる機能
備考	

### 3. 本ツールの提供条件

- ・インターネット接続ができる環境（インターネット接続回線およびパソコン）が利用できること
- ・最新のインターネットブラウザが利用できること
- ・初期アカウント発行のため、企業のメールアドレスを提供できること

### 4. 申請許可・届出受付機能及び申請許可・届出回答機能の提供にあたり取得する情報

- ・契約者の情報（企業名、連絡先担当者の氏名及びメールアドレス等）
- ・占用企業の情報（占用企業名、氏名、電話番号、メールアドレス 等）
- ・申請対象の工事情報（工事の目的、工事内容、復旧方法、工事範囲 等）
- ・申請対象の物件情報（対象物件の大きさ、占用料金・復旧費用 等）